

日本臨床心理士会会長 様
日本臨床心理士資格認定協会専務理事 様
各都道府県臨床心理士会会長 様

平成26年9月8日
愛知県臨床心理士会 理事会
会長 石川健司
事務局長 川瀬正裕
国資格問題担当理事 高橋 昇

公認心理師法案についての要望

今般の臨床心理職の国家資格化について御尽力くださり、たいへん感謝申し上げます。先日第186回国会におきまして公認心理師法案が上程されました。この法案はわれわれ臨床心理士も含む、日本心理学諸学会連合、医療心理師国家資格制度推進協議会、臨床心理職国家資格推進連絡協議会の三団体の要望を基本にしているものですが、上程されたものはいくつかの不足も感じられる部分があると考えられます。それについては、今後省令や実際の運用において臨床心理士の現状や希望を反映するように努力していけば良いという考え方があります。

しかし、一方ではそれを考慮した動きも始まっており、先日7月12日に行われた日本臨床心理士会の資格法制化問題担当者会議でも、これからが大変であるとの話が出ており、予断を許さない状況といえます。

愛知県臨床心理士会では、現在まで「良い資格を作ろう」というスローガンの元で、われわれ臨床心理士の現行の制度や組織が活かされる形で新しい資格ができるようにと活動して参りました。今こうした情勢のうちにあつて、法案が決議されるまでの間に修正を求めていくこと、今後の展開も考慮して動いていくことが重要ではないかと考えております。私たちの要望と法案についての修正案のお願いは下記のようなものです。

1. <試験登録機関> 現法案では養成カリキュラムや国家試験に関してなどの中身は何も決まっておらず、これから作り上げていくこととなります。これらをより良いものにしていくためには、現在試験登録機関に立候補しておられる日本心理研修センターと日本臨床心理士資格認定協会が協調し、双方の力を結集していただくことが不可欠です。是非協力して対処して下さるようお願いいたします。

次に法案の修正案であり、太字部分が原案に付け加えていただきたい部分となります。

2. <医師の指示>

四 義務

3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援にかかわる主治の医師があるときは、支援を要する者の了解を得てその指示を受けなければならない。

*原案では相談者の人権を阻害する要因を含み、勝手に医師の指示を受けること自体の問題があります。医療分野ではインフォームドコンセントは患者さんの当然の権利であり、医師でさえもその了解なしに自由に医療行為が行えるわけではありません。心理師も患者さんの了解なしに主治医の指示を受けることはできないと考えられ、これには主治医を変更する権利も含まれています。そしてこの挿入文言により、心理師もまた医師の指示をどこまで受けたら良いのか、判断に迷うことが減少すると考えられます。

3. <学部卒業資格・更新制>

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則一 第七条二において試験を受けられる者<学部卒業者>は公認心理師の専門性に鑑み、受験資格を検討するものとする。

附則二 公認心理師に必要な技量を保ち、技量を高めるために必要な研修及びそれに類する諸活動を担保するための規定を検討するものとする。

*法律施行後しばらくして学部卒業資格を見直し、レベルを上げる布石とすることが目的であり、法律施行後 5 年を経て、学部卒業レベルで良いのか子細に検討をお願いしたいと考えます。さらに、現行臨床心理士が持っている資格更新制も、本則にはまったく触れられていませんので、本則を付け加えることは難しいかと思われれます。そしてこの附則二の「卒後研修」は七者懇も訴えていることであり、「研修及びそれに類する諸活動を担保する」との言葉で、更新制を制度上に位置づけることが可能かと考えます。

なお、この要望書について、ご意見がおありの方は下記愛知県臨床心理士会事務局までご一報ください。

〒460-0022 ループ金山郵便局留

愛知県臨床心理士会 事務局

tel./fax 052-671-5564

E-mail aee06255@nifty.com

ホームページ

URL <http://www.asccp.jp/>